福祉施設向けの

消防計画作成例

（防火管理）

本作成例はあくまで例となります。建物の規模、用途、消防用設備など個々の状況を考慮し、下線の部分を記入するとともに、必要に応じて内容の変更、追加又は削除をしてください。※の欄は、該当するものに〇を付けてください。

（防火対象物又は

　事業所の名称）　　　　　　　　　　　　消防計画

**（目的）**

**第１条**　この計画は、消防法第８条第１項の規定に基づき、管理権原の及ぶ範囲における防火管理について必要な事項を定め、火災の予防及び火災、地震等の災害が発生した際の人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

**（消防計画の適用範囲）**

（防火対象物又は

**第２条**　この計画は、 事業所の名称）　　　　　　　　　　に勤務する者、入所者、利用者、その他出入する全ての者に適用する。

**（自衛消防の組織）**

**第３条**　火災その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を置く。自衛消防隊の組織及び任務分担は、次のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　担当 | 日中役職、氏名等 | ※該当・非該当夜間役職、氏名等 | 任務 |
| 自衛消防隊長　 | 　　　　　　　　 | 　　　　　　　 | ・自衛消防隊に対し、指揮、監督を行う。 |
| 初期消火 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 　　　　　　　 | ・※ 消火器・消火栓・補助散水栓・その他（　　　　　）を使用し、初期消火する。・天井に燃え移ったら初期消火を中止し、避難する。 |
| 通報連絡 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 　　　　　　　 | ・自動火災報知設備の発信機を押下する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・１１９番に通報する。（可能であれば、１１９番からの折り返し電話に応答し、状況を説明する。）・館内へ非常放送する。・関係者へ連絡する。・自衛消防隊長に必要事項を報告する。・自衛消防隊員に必要事項を伝達する。・到着した消防隊に情報提供する。 |
| 避難誘導 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 　　　　　　　 | ・避難口を開放し、避難経路図に従って避難誘導する。・避難口、曲がり角などに立って誘導する。・自力避難が困難な者は介助、担架により搬送する。・状況に応じて、バルコニーや防火区画された部分に一時避難させる。・逃げ遅れがいないか確認する。 |

**（火災予防上の自主検査）**

**第４条**　火災予防のため定期的に行う自主検査は**別表１、２**のとおりとし、　　 月と

　　 月に実施する。

２　火災予防のため日常的に行う自主検査は**別表３**のとおりとし、毎日実施する。

**（消防用設備等の点検）**

**第５条**　消防用設備等（配線又は非常電源がある場合は、これらも含む。）の法定点検は、※ 所有者・占有者・管理組合・その他（　　　　　）が点検業者に委託し、

　 月に機器点検、　　 月に機器点検及び総合点検を実施する。

２　機器点検を実施したときは、その結果を維持台帳に記録、保管する。

３　機器点検及び総合点検を実施したときは、その結果を※ １年・３年 年に１回川口市 ※南・北・東 消防署長に報告する。

**（防火対象物の点検）** ※該当・非該当

**第６条**　防火対象物の法定点検は、※ 所有者・占有者・管理組合・その他（　　　）が点検業者に委託し、　　 月に実施する。

２　点検を実施したときは、その結果を川口市 ※南・北・東 消防署長に報告する。

**（不備・欠陥の整備）**

**第７条**　防火管理者は、第４条、第５条及び第６条に定める検査・点検の結果、不備・欠陥事項があるときは、※ 所有者・占有者・管理組合・その他（　　　　　）に報告し、改善を図る。

**（消防機関への連絡等）**

**第８条**　防火管理者等は、防火管理業務の適正を図るため、常に消防機関との連絡を密にし、次のとおり必要な届出等を行う。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 届出等の種類 | 届出等の時期 | 届出等先 |
| 防火管理者選任(解任)届出書 | ・防火管理者を定めたとき、又は解任したとき・管理権原者の変更があったとき | 管轄する消防署 |
| 消防計画作成(変更)届出書 | ・防火管理者を定めたとき・管理権原者の変更があったとき・消防計画の内容に変更があったとき | 管轄する消防署 |
| 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書 | ・機器点検及び総合点検終了後、おおむね１５日以内（※ １年・３年 に１回） | 管轄する消防署 |
| ※ 該当・非該当防火対象物点検結果報告書 | ・点検終了後（１年に１回） | 管轄する消防署 |
| 工事中の消防計画届出書 | 以下のいずれかの工事を行うとき・避難施設等の機能に支障が生じる工事・消防用設備等の機能に支障が生じる工事・火気を使用する器具等を使用する工事・危険物品を取り扱う工事 | 管轄する消防署 |
| ※ 該当・非該当消防訓練実施計画通知書 | ・消防訓練を実施する前 | 受持ちの消防課又は分署 |
| ※ 該当・非該当消防訓練実施結果報告書 | ・消防訓練を実施した後 | 受持ちの消防課又は分署 |

２　防火管理者等は、維持台帳を作成し、次に掲げる書類等の保存（編冊）を行う。

　(1) 消防機関に届出等をした書類

(2) 工事整備対象設備等着工届出書

(3) 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書

(4) 消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証

(5) 別表１、２、３の自主検査チェック表

(6) その他防火管理業務に必要な書類

**（従業員等の遵守事項）**

**第９条**　全従業員は火災予防及び火災発生時の避難経路の確保のため次の事項を遵守する。

(1) 火気管理

 ア 喫煙管理に常に注意し、消灯時には床面及びいす等に吸殻がないか点検を行

う。

 イ 吸殻の処理は、一定時間ごとに処理するとともに、燃えるゴミと一緒にしない

ように分別処理をする。

 ウ 喫煙は指定された場所で行い、歩行中の喫煙は絶対に行わない。

 エ 火気使用設備器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。

　 オ 火気使用設備器具は指定された場所で使用し、周囲を整理整頓するとともに、

可燃物に接近して使用しない。

（2）放火防止

　 ア　建物の周囲に可燃物を置かない。

　 イ　死角となるトイレ、ごみ置場、駐輪場等の巡視を行う。

　 ウ　空室、倉庫等の施錠を行う。

　 エ　放置されている不要な可燃物の整理整頓を行う。

（3）避難施設の管理

　 ア　廊下、階段、通路には、避難の障害になる物品を置かない。

　 イ　出入口の扉の開閉を妨げるような物品が置かれている場合は、直ちに除去す

る。

　 ウ　防火シャッターの降下位置に物品が置かれている場合は、直ちに除去する。

　 エ　前ア、イ又はウにおいて、物品を容易に除去できない場合は、防火管理者に報

告する。

 オ　避難経路図を出入口付近及び事業所内の見やすい場所に掲示する。

(4) 収容人員の管理

 ア　定められた収容人員を超えて、入居、利用させない。

**（震災対策）**

**第１０条**　防火管理者は、地震による被害を防止するため次の事項を実施する。

(1) 日常の地震対策

　 ア　ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。

　 イ　窓ガラス、看板の落下、飛散防止措置を行う。

　 ウ　火気使用設備器具等からの出火防止措置を行う。

　 エ　危険物の流出、漏えい措置を行う。

　 オ　高所に置かれた重量物は低所に移動する。

　 カ　非常用物品等を確保し、定期に点検整備を実施する。

（2）地震発生時の安全措置

　 ア　地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。

イ　火気使用設備器具の直近にいる従業員は、器具栓、元栓の閉止、電源遮断を行

う。

ウ　出火状況の確認、けが人の発生状況を確認する。

エ　**別表１、２及び３**に定める項目について臨時に検査を実施し、異常が認められ

た場合は、応急措置を行う。

　　オ　各設備・器具は、安全を確認した後に使用する。

（3）地震発生後の自衛消防活動

 　　 地震発生後の自衛消防隊の任務分担は、第３条に定めるほか、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 担当 | 任務 |
| 自衛消防隊長　 | ・自衛消防隊に対し、指揮、監督を行う。 |
| 初 期 消 火 | ・火災発生の警戒及び被害状況の把握のため、巡視を行う。・落下、倒壊した物品で避難上障害となるものを除去する。・被害状況を防火管理者に報告する。 |
| 通 報 連 絡 | ・テレビ、ラジオ等により情報の収集を行う。・混乱防止を図るため、必要な情報を在館者に知らせる。 |
| 避 難 誘 導 | ・在館者を落ち着かせ、棚の転倒、照明器具の落下等に注意しながら、柱の周りや壁ぎわ等安全な場所で一旦待機させる。・落下物からの頭部保護等必要な指示を行い、（避難場所）　　　　　　　　へ避難誘導する。 |

**（断水・停電対策）**※（特定施設水道連結型スプリンクラー設備）該当・非該当

**第１１条**　水道の断水、給水制限、停電等により、特定施設水道連結型スプリンクラー設備が有効に機能しない場合に備え、防火管理者は別表４を事務所の見やすいところに表示する。

２　防火管理者は、断水、給水制限等により配水管の水圧が低下したとき又は停電等によりポンプが作動しないときは、スプリンクラー設備の正常な効果が得られないことを従業員に周知する。

３　水栓からの通水の状態に留意し、通水状態に異常があった場合には、水道事業者又は設置業者に連絡をする。

４　断水、給水制限、停電時、通水状態に異常があった場合は、別表１、２、３及び４に基づき臨時に検査を実施し、応急措置を行う。

 **（工事中の防火管理）**

**第１２条**　防火管理者は、模様替え等の工事を行う場合、工事関係者に工事計画書を提

出させ、工事の内容を把握し、必要な指示を行う。

２　次に掲げるいずれかの工事を行うときは、防火管理者は工事中の消防計画を川口市

※南・北・東 消防署長に届け出る。

(1) 避難施設等の機能に支障が生じる工事

（2）消防用設備等の機能に支障が生じる工事

（3）火気を使用する器具等を使用する工事

（4）危険物品を取り扱う工事

３　防火管理者は、工事関係者に対して次の事項を周知し、遵守させる。

（1）指定された場所以外では喫煙及び裸火を使用しない。

（2）溶接、その他火気等を使用する工事を行う場合は、消火器等の準備をする。

（3）塗装などに危険物品を使用する場合は、防火管理者の承認を受ける。

（4）工事用資器材は整理整頓し、管理する。

４　防火管理者は、必要に応じて工事現場の確認を行い、前項に定める事項が遵守されているか確認する。

**（消防訓練及び教育）**

**第１３条**　防火管理者は、従業員に対して次の訓練及び教育を行う。

(1) 自衛消防隊を中心とした消火、通報及び避難訓練

（2）消防用設備等の設置場所及び使用方法、避難経路の周知

（3）火災予防上守るべき事項の周知

２　訓練を実施したときは、訓練の実施記録を作成し、保管する。

３　消火訓練及び避難訓練は、それぞれ年 ※１回・２回 以上実施し、通報訓練は、年１回以上実施する。訓練の実施時期は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 訓練種別 | 実施時期 |
| 個別訓練 | 消火訓練 | 　　 月・　　 月 |
| 通報訓練 | 　　 月・　　 月 |
| 避難訓練 | 　　 月・　　 月 |
| 総合訓練 | 　　 月・　　 月 |

**（消防訓練の通報・報告）**

**第１４条**訓練を実施するときは、あらかじめ消防訓練実施計画通知書を （受持ちの）

　　　　　　※消防課・分署 に提出する。

２　訓練を実施したときは、遅滞なく消防訓練実施結果報告書を（受持ちの）

※消防課・分署 に提出する。

**（再講習）**※ 該当・非該当

**第１５条**管理権原者は、防火管理者に甲種防火管理再講習を受講させるよう必要な措置を講じる。

(1) 選任された日の４年以上前に甲種防火管理新規講習を修了している場合

選任されてから１年以内に甲種防火管理再講習を受講させる。

その後、直近の甲種防火管理再講習を修了した日以後の最初の４月１日から５

年以内ごとに甲種防火管理再講習を受講させる。

(2) 選任された日の４年以内に甲種防火管理新規講習を修了している場合

甲種防火管理講習新規講習を修了した日以後の最初の４月１日から５年以内に

甲種防火管理再講習を受講させる。

その後、直近の甲種防火管理再講習を修了した日以後の最初の４月１日から５

年以内ごとに甲種防火管理再講習を受講させる。

**（防火管理業務の一部委託）** ※有・無

**第１６条**　防火管理業務の一部は、**別表４**のとおり委託する。

|  |
| --- |
| **別表１**　　　　　　　　　　　　　**自主検査チェック表**　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日 |
| 区分 | 検査項目 | 検査結果 |
| 建物構造 | 柱・はり・壁・床 | コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。 |  |
| 天井 | 仕上材の剥がれ、落下のおそれのあるたるみ、ひび割れ等がないか。 |  |
| 窓枠・サッシ・ガラス | 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、緩み、変形等がないか。 |  |
| 外壁・ひさし・パラペット | 貼石・タイル・モルタル等の仕上材の剥がれ、落下のおそれのあるひび割れ、浮き上り等が生じていないか。 |  |
| 防火設備 | 防火戸 | 防火戸の内外に、防火上支障となる可燃物や避難の障害となる物品等を置いていないか。 |  |
| 防火戸は円滑に開閉できるか。 |  |
| 防火区画 | 防火区画を構成する壁、天井に破損がないか。 |  |
| 防火戸のくぐり戸が最後まで閉まるか。 |  |
| 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 |  |
| 防火シャッターが最後まで降下するか。 |  |
| 避難施設 | 廊下・通路 | 有効幅員が確保されているか。 |  |
| 避難上支障となる設備・機器等の障害物を設置していないか。 |  |
| 階段 | 階段室に物品が置かれていないか。 |  |
| 避難口（出入口） | 扉の開放方向は避難上支障ないか。 |  |
| 避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。 |  |
| 避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。 |  |
| 火気設備器具 | 厨房設備（ガスコンロ、湯沸器等） | 可燃物品からの保有距離は適正か。 |  |
| 安全装置は適正に機能するか。 |  |
| ガス配管は亀裂、損傷、劣化していないか。 |  |
| 燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。 |  |
| 暖房器具 | 自動消火装置は適正に機能するか。 |  |
| 周囲は整理整頓されているか。 |  |
| 電気設備 | 電気器具 | コードの亀裂、損傷、劣化はないか。 |  |
| タコ足の接続を行っていないか。 |  |
| 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。 |  |
| 震災対策 | 家具、棚等 | 転倒、移動、落下防止の措置がしてあるか。 |  |
| 固定、移動防止のボルト等に緩み、腐食等はないか。 |  |
| （備考）不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告する。　（凡例）○…良　×…不備・欠陥　△…即時改修※上記のうち、該当する項目について検査する。 |

|  |
| --- |
| **別表２**　　　　　　　　　**消防用設備等自主検査チェック表**　　　　　　　年　　月　　日 |
| 実施設備 | 検査項目 | 検査結果 |
| 消火器 | 設置場所に置いてあるか。 |  |
| 使用上の障害となる物品はないか。 |  |
| 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等はないか。 |  |
| 安全栓が外れていないか。安全栓に封がされているか。 |  |
| 圧力計が指示範囲内にあるか。 |  |
| 屋内消火栓設備 | 使用上の障害となる物品はないか。 |  |
| 消火栓の扉は変形、腐食等がなく、確実に開閉できるか。 |  |
| ホース、ノズルは接続されており、変形、損傷等はないか。 |  |
| 表示灯は点灯しているか。 |  |
| スプリンクラー設備 | 散水の障害はないか。（スプリンクラーヘッドの近くに物品が積み上げられている等） |  |
| スプリンクラーヘッドは、漏れ、変形等がないか。 |  |
| 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 |  |
| 送水口の周囲に、使用上の障害となる植木、物品はないか。 |  |
| 制御弁は閉鎖されていないか。 |  |
| 粉末消火設備（移動式） | 使用上の障害となる物品はないか。 |  |
| 扉は変形、損傷、腐食等がなく、確実に開閉できるか。 |  |
| ホース、ノズル、容器に変形、損傷、つぶれ等はないか。 |  |
| 表示灯は点灯しているか。 |  |
| 自動火災報知設備 | 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 |  |
| 表示灯は点灯しているか。 |  |
| 発信機を操作、視認するうえで、障害となる物品がないか。 |  |
| 発信機の保護板は、破損、脱落等がないか。 |  |
| 感知器は、変形、脱落等がないか。 |  |
| 間仕切り変更による未警戒部分はないか。 |  |
| 火災通報装置 | 使用上の障害となる物品はないか。 |  |
| 非常警報設備 | 使用上の障害となる物品はないか。 |  |
| 避難器具 | 避難に際し、容易に接近できるか。物品が開口部をふさいでいないか。 |  |
| 物品が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっていないか。 |  |
| 避難器具を操作するために必要な広さが確保されているか。 |  |
| 降下する際に障害となる物品がないか。 |  |
| 標識に変形、脱落、汚損がないか。 |  |
| 誘導灯 | 間仕切り変更等により、設置位置が不適正になっていないか。 |  |
| 周囲に間仕切り、衝立、ロッカー、装飾等があり視認障害となっていないか。 |  |
| 損傷、脱落、汚損等がないか。 |  |
| 不点灯、ちらつき等がないか。 |  |
| 連結送水管 | 送水口の周囲に、使用上の障害となる植木、物品はないか。 |  |
| 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 |  |
| 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉は確実に開閉できるか。 |  |
| ホース格納箱には、ホース、ノズルが格納されているか。（１１階以上） |  |
| 非常コンセント設備 | 使用上の障害となる物品はないか。 |  |
| 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉は確実に開閉できるか。 |  |
| 表示灯は点灯しているか。 |  |
|  |  |  |
|  |  |

　（備考）不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告する。(凡例)　○…良　×…不備・欠陥　△…即時改修

※上記のうち、該当する項目について検査する。

|  |
| --- |
| **別表３**　　　　　　　　　　　　**自主検査チェック表（日常）**　　　　　　　　　　　　　　月 |
| 実施日 | 検査項目 |
| 吸殻の処理はされているか。 | ガス器具は消したか。 | 電気器具は消したか。 | 倉庫の施錠はされているか。 | 通路・階段に物品は置かれていないか。 | 避難口に物品は置かれていないか。 | シャッターの降下位置に物品は置かれていないか。 | 建物外部に可燃物の放置はないか。 | 消火器は決められた位置にあるか。 | 屋内消火栓の前に物品は置かれていないか。 | 自動火災報知設備の音響は停止されていないか。 |  |
| 1 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 6 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 7 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 8 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 9 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 11 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 12 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 13 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 14 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 15 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 16 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 17 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 18 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 19 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 20 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 21 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 22 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 23 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 24 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 25 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 26 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 27 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 28 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 29 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 30 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 31 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（備考）不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告する。(凡例)　○…良　×…不備・欠陥　△…即時改修

※上記のうち、該当する項目について検査する。

**別表４**　　　　 　　　　　**スプリンクラー設備について**

**断水、給水制限等により配水管の水圧が低下したとき又は停電等によりポンプが作動しないときは、スプリンクラーの正常な効果が得られません。**

**通水状態に異常があった場合には防火管理者に報告し、水道事業者又は設置業者に連絡すること。**

**断水、給水制限、停電時、通水状態に異常があった場合は、消防計画に定める別表１、２、３及び以下のチェック表に基づき臨時に検査を実施し、異常が認められた場合は応急措置を行うこと。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 会社名 | 連絡先 |
| 水道事業者 |  |  |
| 設置業者 |  |  |

|  |
| --- |
| 　　　　　　　**断水・停電時等チェック表**　　　　　　　年　　月　　日　　時　　分 |
| 断水・停電時　検査項目 | 検査結果 |
| 断水、給水制限により配水管の水圧が低下したときは、スプリンクラーが正常に作動しないことをスタッフ全員が認識している。 |  |
| 通水状態に異常がある場合には、スプリンクラーが正常に作動しないことをスタッフ全員が認識している。 |  |
| 停電時には、スプリンクラーが正常に作動しないことをスタッフ全員が認識している。 |  |
| 消火器の設置位置をスタッフ全員が確認する。 |  |
| 火気の使用を制限する。 |  |
| 浴槽を満水にする。バケツなどに水を溜める。 |  |
| 吸殻入れの中に水が入っていることを確認する。 |  |
| 入居者様の各居室内の火気管理を確認する。 |  |
| 水道事業者又は設置業者へ連絡をする。 |  |
|  |  |
|  |  |
| 検査実施者　　　　　　　　　 |
|  |

|  |
| --- |
| **別表５**　　　　　　　　　　　　**防火管理業務の委託状況表**　　　　　　　　　年　　月　　日現在 |
| 防火対象物名称 |  | 再受託者の有無 |
| 管理権原者氏名 |  | □　無し□　一部有り□　全部 |
| 防火管理者氏名 |  |
| 受託者の氏名等〔法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地等〕 | 受託者が再委託する場合記入 |
|  |
| 氏名（名称）住所（所在地）電話番号担当事務所所在地担当事務所電話番号 |  |  |
|  | 常駐方式 | 範　　囲 | □　出火防止業務（火気使用箇所の点検監視など）* 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理
* 消防用設備等・防災設備の監視・操作業務

□　火災が発生した場合の自衛消防活動　□　初期消火　　□　通報連絡　　□　避難誘導　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□　消防訓練指導□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | □　同左* 同左
* 同左

□　同左□　同左□　その他（　　　　　　） |
| 方　法 | 常駐場所常駐人員委託する防火対象物の区域委託する時間帯 |  |
| 巡回方式 | 範　　囲 | * 出火防止業務（火気使用箇所の点検など）
* 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理

□　消防用設備等・防災設備の監視・操作業務□　火災が発生した場合の自衛消防活動　□　初期消火　 □　通報連絡　 □　その他（　　　　　　）□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | * 同左
* 同左
* 同左

□　同左□　その他（　　　　　　） |
| 方　法 | 巡回回数巡回人員委託する防火対象物の区域委託する時間帯 |  |
| 遠 隔 移 報 方 式 | 範　　囲 | □　消防用設備等・防災設備の監視・操作業務□　火災が発生した場合の自衛消防活動　□　初期消火　 □　通報連絡　 □　その他（　　　　　　）□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | □　同左□　同左□その他（　　　　　　　） |
| 方　法 | 現場確認要員の待機場所到着所要時間委託する防火対象物の区域委託する時間帯 |  |

（備考）「受託者の行う防火管理業務の範囲」については、該当する項目の□にレ印を付す。